

「国民学校令」期朝鮮の国語（日本語）教育における特殊性

久保田 優 子

はじめに

昭和16年当時の朝鮮は、朝鮮総督府編集官の弁にあるように、「昭和六年九月満州事変により朝鮮は兵站基地として皇国臣民化の促進徹底を期する要にせまれ、昭和十二年七月支那事変勃発により朝鮮の任務は益々重大となり、時勢の要求に応ずることとなり、昭和十三年三月新教育令の公布をみ、国体明徴・内鮮一体・忍苦鍛錬の三大綱領に即し、皇国臣民の本質に徹せしむる教育を施すに至った。…（中略）…この間内に於いては国民学校令の発布をみ、朝鮮に於いても昭和十六年四月に国民学校規程の実施をみ」¹、朝鮮の教育は時勢に応じ皇国臣民化がその方針となっていた。また、塩原の後任の学務局長談話にもあるように、「国民学校は半島の小学校教育が過去三年間歩み来つた教学刷新の道を時勢の進運に応じ一般の国家意識の昂揚に伴つて一層強化せしめ明確にせるものであります。決して新なる教育原理の上に立つ制度の改革ではありません。従つて半島教学刷新の独特なる性格も国民学校規程の多くの点に生かされて居るのであります」²と、朝鮮では、国民学校令公布より3年早く教育令改正が行われており、国民学校令は学校の名称の変更が主な変更点であった。

それでも、「半島教学刷新の独特なる性格も国民学校規程の多くの点に生かされて居る」のであれば、朝鮮における国語教育の特殊性の解明が必要である。そこで、本稿では、「皇国臣民化」の説明にある「我が国」の意味、及び、国語常用化のため日本人教員までもがいわゆる標準語を学校内外でも使用すべきであるとする目標と実生活の乖離とに焦点を当てて行きたい。

方法としては、朝鮮総督府文部官僚による国民学校規程（朝鮮）と国民学校令施行規則（内地）の相違点解説をふまえ、朝鮮独自の国語教育方針の解明を行うこととする。

本研究については、拙稿「植民地末期朝鮮の国語（日本語）教育に対する『国語認識』」³において、朝鮮総督府教育官僚の言説から、従来の「国語は国民の精神的血液」観の踏襲とともに、他方、国語学者による「大東亜共栄圏の国家語」という論理が生

み出されたことが解明された。一方で、学校では、「国語愛用カード」「国語愛用督励班」等、校内の国語生活の徹底が解明された。さらに、国語教育は従来の文字教育重視から重視音声重視へと変化したことが解明された。また、有松しづよは、師範学校付属国民学校における皇国臣民化教育、家庭を対象とした皇国臣民化の実態を解明している。⁴ 他方、林瑛禎「『国民学校令』の植民地適用：『国民学校令施行規則』・『台湾公立国民学校規則』・朝鮮『国民学校規程』を見る」⁵において、戦時体制下での内地、台湾、朝鮮の国民学校令の適用の仕方を条文の文言の比較により、植民地での教育制度面では内地と平等な、いわゆる内地延長主義が強調され、日本への「同化」が強調されつつも、植民地では差別的な教育構造が隠蔽された形で継続されていたこと、特に朝鮮の国民学校規程は、他の二規則に比べて、特に忠君愛国を強調していることを明らかにしている。

本稿では、国語教育における朝鮮の特殊性について、朝鮮総督府官僚の国民学校規程に関する解説および内地国民学校国民科教科書編纂趣意（国民学校令以降、「内地」文部省編纂の教科書が「外地」でも使用されることとなった）をてがかりに、分析、考察を行う。

第1章 国民学校令施行規則（内地）

本章では、第2章の朝鮮「国民学校規程」との比較のために、まず、内地国民学校令施行規則（以下、「規則」と略す）を取り上げる。「規則」は下記である。なお、「規則及編制」以下、国民科国語までを掲載し、それ以下は省略する。

「文部省令第四号（一六・三・一四）小学校令施行教則ヲ左ノ通改正ス
国民学校令施行規則（全百三十七条）

第一章 教則及編制

第一節 総則

第一条 国民学校ニ於テハ国民学校令第一条ノ旨趣ニ基キ前記事項ニ留意シテ児童ヲ教育スベシ

- 一 教育ニ関スル勅語ノ旨趣ヲ奉戴シテ教育ノ全般ニ互リ皇国ノ道ヲ修練セシメ特ニ国体ニ対スル信念ヲ深カラシムベシ
- 二 国民生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ体得セシメ情操ヲ醇化シ健全ナル心身ノ育成ニカムベシ
- 三 我が^マ国文化ノ特質ヲ明ナラシムルト共ニ東亜及世界ノ大勢ニ付テ知ラシメ皇国

ノ地位ト使命トノ自覚ニ導キ大国民タルノ資質ヲ啓培スルニカムベシ

四 心身ヲ一体トシテ教育シ教授、訓練、用語ノ分離ヲ避クベシ

五 各教科竝ニ科目ハ其ノ特色ヲ發揮セシムルト共ニ相互ノ関連ヲ緊密ナラシメ之ヲ国民鍊成ノ一途ニ帰セシムベシ

六 儀式、学校行事等ヲ重ンジ之ヲ教科ト併セ一体トシテ教育ノ実ヲ挙グルニカムベシ

七 家庭及社会トノ連絡ヲ緊密ニシテ児童ノ教育ヲ全カラシメンコトヲカムベシ

八 教育ヲ国民ノ生活ニ即シテ具体的實際的ナラシムベシ

高等科ニ於テハ尚将来ノ職業生活ニ対シ適切ナル指導ヲ行フベシ

九 児童心身ノ発達ニ留意シ男女ノ特性、個性、環境等ヲ顧慮シ適切ナル教育ヲ施スベシ

十 児童ノ興味ヲ喚起シ自修ノ習慣ヲ養フニカムベシ

第二節 教科及科目

第二条 国民科ハ我ガ国ノ道德、言語、国土国勢等ニ付テ習得セシメ特ニ国体ノ精華ヲ明ニシテ国民精神ヲ涵養シ皇国ノ使命ヲ自覚セシムルヲ以テ要旨トス

皇国ニ生レタル喜ヲ感ゼシメ敬神、奉公ノ真義ヲ体得シムベシ

我ガ国ノ歴史、国土ガ優秀ナル国民性ヲ育成シタル所以ヲ知ラシムルト共ニ我ガ国文化ノ特質ヲ明ニシテ其ノ創造発展ニカムルノ精神ヲ養フベシ

他教科ト相俟チテ政治、経済、国防、海洋等ニ関スル事項ノ教授ニ留意スベシ

第二条 国民科修身ハ教育ニ関スル国語ノ旨趣ニ基キテ国民道德ノ実践ヲ指導シ児童ノ特性ヲ養ヒ皇国ノ道義の使命ヲ自覚セシムルモノトス

初等科ニ於テハ近易ナル実践ノ指導ヨリ始め道德の情操ヲ涵養シ具体的事実ニ即シテ国民道德ノ大要ヲ得セシムベシ

高等科ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ広メテ一層之ガ徹底ヲ期シ特ニ職分ヲ通ジテ公ニ奉ズルノ覚悟ヲ鞏固ナラシムベシ

女兒ニ対シテハ特ニ婦徳ノ涵養ニ留意スベシ

祭祀ノ意義ヲ明ニシ敬神ノ念ヲ涵養スルニカムベシ

我ガ国ノ政治、経済及国防ガ国体ニ淵源スル所以ヲ会得セシメ立憲政治ノ精神、産業ト経済トノ国家的意義及国防ノ本義ヲ明ニシテ遵法、奉公ノ精神ヲ涵養スベシ

礼法ノ実践ヲ指導シ礼ノ精神ヲ会得セシムルト共ニ公衆道德ニ適切ナル指導ヲ為シ品位ノ向上ニカムベシ

躾ヲ重ンジ善良ナル習慣ヲ養フニカムベシ

第三条 国民科国語ハ日常ノ国語ヲ習得セシメ其ノ理会カト発表カトヲ養ヒ国民的

思考感動ヲ通ジテ国民精神ヲ涵養スルモノトス
国語ニ於テハ讀ミ方綴リ方書キ方話シ方ヲ課スベシ
讀ミ方ニ於テハ正シク讀ムカヲ養フト共ニ言語ノ練習ニ留意シ且正確ニ書写スルコ
トヲ指導シ以テ読解カト発表カトヲ陶冶スベシ
讀ミ方ハ児童ノ生活ニ即スル言語ヨリ始メ日常ノ言語ヲ基礎トスル口語文ニ進ミ更
ニ平易ナル文語文ニ及ブベク児童生活ノ表現ニ出発シテ国民生活ノ表現ニ諸相ニ展
開セシムルト共ニ国語ノ規準トナリ創造カヲ養フニ足ルモノタルベシ高等科ニ於テ
ハ著名ナル作品ヲ加フベシ綴リ方ニ於テハ児童ノ生活ヲ中心トシテ事物現象ノ見方
考ヘ方ニ付適正ナル指導ヲ為シ平明ニ表現スルノ能ヲ得シムルト共ニ創造カヲ養フ
ベシ
書キ方ニ於テハ文字ヲ明確端正ニ書クカヲ養フベシ
話シ方ニ於テハ児童ノ自由ナル発表ヨリ始メ次第ニ之ヲ醇正ナラシメ併セテ聴キ方
ノ練習ヲ為スベシ
話シ方ハ主トシテ讀ミ方綴リ方等ニ於テ之ヲ指導シ尚各教科諸行事等ニ現レル事項
ヲ話題トシテ練習セシメ實際的効果ヲ挙グルニカムベシ
発音ヲ正シ抑揚ニ留意シ進ミテハ文章ニ即シテ適宜語法ノ初歩ヲ授ケ醇正ナル国語
ノ使用ニ習熟セシムベシ
他ノ教科及児童ノ日常生活ニ於テモ醇正ナル国語ヲ使用セシムルコトニ留意スベシ
我ガ国語ノ特質ヲ知ラシメ国語ヲ尊重愛護スルノ念ニ培ヒ其ノ醇化ニカムルノ精神
ヲ養フベシ
(第四条 以下、第百三十七条まで略す。)]⁶

第2章 国民学校規程（朝鮮）

本章では、朝鮮の国民学校規程（以下「規程」と略す）を取り上げる。「規程」は下記である。ここでも、前章同様、「教則及編制」以下、国語教育に関連部分までを掲載し、それ以下は省略する。

「朝鮮總督府令第九十号小学校規程左ノ通改正ス 昭和十六年三月三十一日
朝鮮總督南次郎

国民学校規程（全九十二条）

第一章 教則及編制

第一節 教科及科目

第二節 学年、学期及式日

第三節 編制

第四節 特修科

第五節 教科用図書、映画及放送

第一章 入学、在学、退学及懲戒

第三章 設置及廃止

第四章 設備

第五章 授業料

第六章 国民学校ノ課程ト同等以上ト認ムル課程ノ認定

第七章 雑則

国民学校規程

第一章 教則及編制

第一編 教科及科目

第一条 国民学校ノ教科ハ国民科、理数科、体鍊科、芸能科及職業科トス

国民科ハ之ヲ分チテ修身国語国史及地理ノ科目トス

理数科ハ之ヲ分チテ算数及理科ノ科目トス

体鍊科ハ之ヲ分チテ体操及武道ノ科目トス

芸能科ハ之ヲ分チテ音楽、習字、図画及工作ノ科目トシ女兒ニ付テハ家事及裁縫ノ科目ヲ加フ

職業科ハ之ヲ分チテ農業、工業、商業又ハ水産ノ科目トス

前五項ニ掲グル科目ノ外朝鮮語ヲ設ケ及高等科ニ於テハ外国語其ノ他必要ナル科目ヲ設クルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ設クル科目ハ之ヲ随意科目ト為スコトヲ得

第二条 国民学校ニ於テハ常ニ左ノ事項ニ留意シテ児童ヲ教育スベシ

一 教育ニ関スル勅語ノ趣旨ニ基キ教育ノ全般ニ互リテ皇国ノ道ヲ修鍊セシメ特ニ国体ニ対スル信念ヲ鞏固ナラシメ皇国臣民タルノ自覚ニ徹セシメンコトヲカムベシ

二 一視同仁ノ聖旨ヲ奉戴シテ忠良ナル皇国臣民タルノ資質ヲ得シメ内鮮一体、信愛協力ノ美風ヲ養ハンコトヲカムベシ

三 国民生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ体得セシメ情操ヲ醇化シ健全ナル身体ノ育成ニカムベシ

四 我ガ国文化ノ特質ヲ明ナラシムルト共ニ東亜及世界ノ体勢ニ付テ知ラシメ皇国

ノ地位ト使命トノ自覚ニ導クベシ

五 教授、訓練及養護ノ分離ヲ避ケ心身ヲ一体トシテ鍛錬シ皇国臣民トシテノ統一
的人格ノ發展ヲ期スベシ

六 各教科及科目ハ其ノ特色ヲ發揮セシムルト共ニ相互ノ関連ヲ緊密ナラシメ之ヲ
皇国臣民鍊成ノ一途ニ帰セシムベシ

七 儀式、学校行事等ヲ重ンジ之ヲ教科ト併セ一体トシテ教育ノ実ヲ拳ゲンコトヲ
カムベシ

八 家庭及社会トノ連絡ヲ緊密ニシテ児童ノ教育ヲ全カラシメンコトヲカベシ

九 教育ヲ国民生活ニ即セシメテ具体的實際的ナラシムルト共ニ勤勞好愛ノ精神ヲ
養ヒ興業治産ノ志操ヲ鞏固ナラシメンコトヲカメ尚将来ノ職業生活ニ対シ適切ナル
指導ヲ行フベシ

十 児童心身ノ発達ニ留意シ男女ノ特性、個性、環境ヲ顧慮シテ適切ナル教育ヲ施
サントスルコトヲカムベシ

十一 教材ヲ精選シ教授ノ徹底ヲ期スルト共ニ反復練習シテ応用自在ナラシメンコ
トヲカムベシ

十二 教育ニ際シテハ児童ノ興味ヲ喚起シ自修ノ習慣ヲ養ハシムコトヲカムベシ

十三 醇正ナル国語ヲ習得セシメ其ノ使用ヲ正確、自在ナラシメテ国語教育ノ徹底
ヲ期シ以テ皇国臣民ノ性格ヲ涵養セシメンコトヲカムベシ

十四 教授用語ハ国語ヲ用フベシ

第三条 国民科ハ我が国ノ道德、言誠、歴史、国土国勢等ニ付テ習得セシメ特ニ国
体ノ精華ヲ明ニシテ国民精神ヲ涵養シ皇国ノ使命ヲ自覚セシメ忠君愛国ノ志氣ヲ養
フヲ以テ要旨トス

皇国ニ生レタル喜ヲ感ゼシメ敬神、奉公ノ真義ヲ体得セシムベシ

我が国ノ歴史、国語ガ優秀ナル国民性ヲ育成シタル所以ヲ知ラシムルト共ニ我が国
文化ノ特質ヲ明ニシテ其ノ創造發展ニカムルノ精神ヲ養フベシ

他教科ト相俟チテ政治、經濟、国防、海洋等ニ関スル事項ノ教授ニ留意スベシ

第四条 国民科修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キテ国民道德ノ実践ヲ指導シ忠
良ナル皇国臣民タルノ徳性ヲ養ヒ皇国ノ道義的的使命ヲ自覚セシムルモノトス

初等科ニ於テハ近易ナル実践ノ指導ヨリハジメ道德的情操ヲ涵養シ具体的事実ニ即
シテ国民道德ノ大要ヲ会得セシメ皇国臣民タルノ自覚ト信念トヲ深ムルニカムベシ
高等科ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ広メテ一層之ガ徹底ヲ期シ特ニ職分ヲ通ジテ公ニ奉ズ
ルノ覚悟ヲ鞏固ナラシムベシ

祭祀ノ意義ヲ明ニシ敬神ノ念ヲ涵養スルニカムベシ

我が国ノ政治、經濟及国防ガ国体ニ淵源スル所以ヲ会得セシメ立憲政治ノ精神、産業ト經濟トノ国家的意義及国防ノ本義ヲ明ニシテ遵法、奉公ノ精神ヲ涵養スベシ
礼法ノ実践ヲ指導シ礼ノ精神ヲ会得セシムルト共ニ公衆道德ニ付テ適切ナル指導ヲ為シ品位ノ向上ニカムベシ

躰ヲ重ンジ家庭ト連絡シテ善良ナル習慣ヲ養フニカムベシ

第五条 国民科国語ハ日常須知ノ国語ヲ習得セシメ其ノ理会ト発表カトヲ養ヒ国民的思考ヲ通ジテ国民精神ヲ涵養スルモノトス

国語ニ於テハ読み方、聴キ方話し方、綴り方、書キ方ヲ課スベシ

読み方ニ於テハ正シク読ムカヲ養フト共ニ言語ノ練習ニ留意シ且正確ニ書写スルコトヲ指導シ以テ読解カト発表カトヲ陶冶スベシ

読み方ハ近易ナル言語ヨリ始メ日常ノ言語ヲ基礎トスル口語文ニ進ミ更ニ平易ナル文語文ニ及ブベク児童生活ノ表現ニ出発シテ国民生活ノ諸相ニ展開セシムルト共ニ国語ノ基準ト為リ創造カヲ養フニ足ルモノタルベシ高等科ニ於テハ名家ノ作品ヲ加フベシ

聴キ方話し方ニ於テハ正シキ聴キ方ノ指導ヨリ始メテ児童ノ発表ヲ基トシテ話聴カヲ陶冶スベシ

聴キ方話し方ハ主トシテ児童ノ生活及各教科諸行事等ニ現ルル事項ニ依リテ練習セシメ實際的効果ヲ挙グルニカムベシ

綴り方ニ於テハ児童ノ生活ヲ中心トシテ事象ノ見方考へ方ニ付適正ナル指導ヲ為シ平明ニ表現スルノ能ヲ得シムルト共ニ創造カヲ養フベシ

書キ方ニ於テハ文字ヲ明確端正ニ書クカヲ養フベシ

発音ヲ正シ抑揚^マニ留当シ進ミテハ文章ニ即シテ適宜語法ノ初歩ヲ授ケ醇正ナル国語ノ使用ニ習熟セシムベシ

他ノ教科及児童ノ日常生活ニ於テモ醇正ナル国語ヲ使用セシムルコトニ留意スベシ
我が国語ノ特質ヲ知ラシメ国語ノ尊重愛護スルノ念ニ培ヒ其ノ醇化ニカムルノ精神ヲ養フベシ

(第六条 以下略す。)]⁷

第3章 朝鮮総督府文部官僚による国民学校規程国語科解説

本章では、「規程」に関して、現地文部官僚が行った解説の分析を行う。⁸

第1節 「話し方」(内地)と「聴キ方話し方」(朝鮮)の違い

まず、「話し方」(内地「規則」)と「聴き方話し方」(朝鮮「規程」)との相違点についての解説である。

「国民科国語の分節 この国民科国語の分節に就きましては、文部省と大きな相違があるのであります。…(中略)…最初にどうちがつてゐるかとお申しますと、文部省では『国語ニ於テハ読ミ方、綴り方、書キ方、話シ方ヲ課スルコト』と掲げられてをります。それが、ご覧のやうに『国語ニ於テハ読ミ方、聴キ方話し方、綴り方、書キ方ヲ課スルコト』と改められてをるのであります。…(中略)…単に話し方とあつたものを「聴^{ママ}き方話し^{ママ}方」と改めてある。更にその排列の順序が改められてをるのであります。…即ち、国語を音声言語と文字言語とに分ける。さうして音声言語の理會力と発表力、文字言語に於ても理會力と発表力の両面を捉へて来て、それへの指導の分節を樹てて見れば斯うなる訳であります。これは言語の發生的見地に立つて、音声言語から文字言語へ、それから理會力から発表力へ、この方向を辿つて各分節を考へて見た場合であります。さうしてその時に理會力と発表力といふものは、国語教育の目的として挙げた所の陶冶目的の重要な要素である。この二方面の力を陶冶涵養することがその目標とする所であります。…(中略)…特に朝鮮に於ては「聴き方話し方」といふものを取上げてをることが特色を發揮してゐる訳であります。そこで何がゆゑに斯ういふ分節の改変を行つたか、…(中略)…固より国語教育に於きましては『読み方』が最も中心であつて…(中略)…文部省に於ても亦朝鮮に於てもこれを中心とし基礎としてをることは申すまでもないことである。而も、文部省の意図から致しますると、読み方に対して、文字言語の教育に依る所の国語の醇化統一に重点が置かれてをることも見逃してはならないのであります。…(中略)…これを通じて国語の醇化統一といふことを目指してをる。…(中略)…従来^{ママ}の国語教育は文字言語を偏重し過ぎた。…(中略)…そこで、更に朝鮮の特殊事情を鑑みますると、音声言語の陶冶といふ部面は、極めて重要になつて来るのであります。先づ最初に朝鮮人児童について考へて見ますと、この場合には、就学前に於て国語生活の陶冶がないのである。概ね日常生活におきましては、国語に依る言語觀念すら欠けてをるといふことは言を俟たないところでありませう。従つ

て文字言語の教育に入るに先立ちまして、準備的乃至は基礎的な陶冶として、音声言語の指導を発生的過程に即して行はなければならないといふ今日の事情であります。…（中略）…而も就学の後と雖も、家庭的乃至は社会的に、国語生活の普遍化してゐないといふ故を以ちまして、音声言語の習得に関しては、極めて不利な環境にあるのである。…（中略）…又内地人児童の場合を考へて見ますと、…（中略）…同じ社会の生活環境の中に朝鮮語と国語とが相混在してをるといふことであります。…（中略）…色々な点からいつて内地人の児童と雖も、音声言語の指導に就ては、極めて不利なる環境にある訳であります。…（中略）…以上の如き特殊な事情から、既に現在行はれてをる所の小学校規程に於て、文部省に先んじまして、既に『話し方』教育を重視して来たのである。…（中略）…それでは、『話し方』とあるものを『聴キ方話し方』と改めたのはどういふ訳か。…（中略）…言語観念の構成といふ上から、又延いては語彙の取得の面から見ても『聴キ方』の教育といふものの重要性は、上に述べましたやうな、朝鮮の特殊事情に鑑みて、特に忘れてはならないことであります。従つてこれを表面に取上げて来るといふことは当然のことである。…（中略）…朝鮮に於ても、一応は原則として、文部省の方針に依るべきであらうとも考へられる。併しながら、『聴キ方話し方』を以て重要な一分節と致しますに伴ひまして、これが指導に対する時間の設定如何といふことは、当然格別の考慮を要する事柄であります。…（中略）…『聴キ方話し方』は、指導上方法竝に性質上、又特に『読ミ方』の項には…（中略）…新しい行き方として、『言語の練習』といふことを加へ、『話し方』の基礎的指導を要求してをるのであります。…（中略）…特に時間を区別して…（中略）…特に取上げた『話聴力の陶冶』といふことから、純正なる国語の使用に習熟せしめることを徹底する為には、これが最も意義深く又国語教育の實際的効果を挙げる上に適切であらうと考へられます」⁹

と、朝鮮には国語が普及していないため、児童の入学前、入学後ともに、「話し方」の指導が順序的に、まず第一番であり、しかも、国語力の基礎であると位置づけている。

第2節 「読み方」の目的と指導方針について

次に、「読み方」について、解説している。

「国民科国語の『読み方』『読み方』に関する規定には二項あります。第一の項は…（中略）…『読み方』の目的と指導方針に関するもので…（中略）…『読ミ方

ニ於テハ正シク読ムカヲ養フト共ニ言語ノ練習ニ留意シ、且正確ニ書写スルコトヲ指導シ、以テ読解カト発表カトヲ陶冶スルコト』 … (中略) … 『読み方』は、国語教授の中核であるといふことが出来、又その縮図であるといふことも出来る。… (中略) … 『書き方』、『話し方』、『綴り方』と密接不可分の関係を有つてをる… (中略) …こゝに『正シク読ム力』といふのは何を指すかといふと、文章は思考感動と不可分である。… (中略) …先づ正しき発音抑揚に伴ふ所の『音感』が出発点である。さうして言語に象徴された所の意味内容、更に『語感』に没入しなければならない… (中略) …次の『言語ノ練習』… (中略) …今度の教則の一つの特色であります。… (中略) …音声言語の教育—国語教育の本すぢに触れてゐる点で、特色のあることであります。… (中略) …今迄のやうに意味内容の質問に答へるとかいふことが中心になつてをつた時代の読み方の時間の言語活動は、とかく無味乾燥で、形式的機械的であつた、これからは更に興味を起さしめ、理解を深めさせるものとしなければならない。… (中略) …言語の練習については、更に今一層広い立場からも考へておかねばなりません。特にその点について、こゝに付け加へておきたいと思ひます。それは、国民学校の教育は、度々申しますやうに各教科科目が分節的に設けられてゐるが、これに対して、常に全機観的統一が与へられてゐなければならぬ。而もそれは、日常の生活に即した、教育方針にいふ即生活の原理による体験的自覚的皇国臣民錬成の一途に帰せしめられるべきである。このやうな背景の上に置かれた『言語ノ練習』であるといふことを忘れてはならない… (中略) …中心となり、基本となることは勿論国民科国語は当然持つことは申すまでもありませんが、… (中略) …それが、いはゆる実践的なる限りに於て、各教科すべてを通じて、一として『日常須知ノ国語』の修練と関連協同せざるものはないのであります。… (中略) …朝鮮に於ては、別に国語常用問題を伴ふのである。指導にあつて、一人苦心努力の払はれねばならぬ所以であります」¹⁰

と、現時、国語常用を推進しているものの、それがなされていないため、文章の読み方の基本である思考・感動の不可分という性質から、朝鮮児童への「音感」「語感」の育成が求められている。

第3節 「読み方」に求められる「読解力」

さらに、「読解力」についての解説が行われている。

「最後の目標としてゐる所は『読み方』に於て『理會カト発表力』とを陶冶するも

のである。…（中略）…こゝに言ふ所の『読解力』は、更に言語の練習や書写を通じての総合的な所謂『読解力』である。…（中略）…只分析的に挙げられた所の『読ミ方』といふ分野以上のものをこゝに要求してをる点が、この教則の特色であります。…（中略）…『発表力』といふのも、この『読解力』に出発した所の発表力といふ意味に解すべきであります。…（中略）…言語の練習から関連発展する所の『話し方』への音声言語の発表力をも、その一部面として包括してをるものであると解されねばならない¹¹

と、「読解力」にとどまらず、「発表力」にまで押し広げて指導していくべきであると述べている。

第4節 読み方の教授について

さらに、「読み方」の教授について、下記のように述べている。

「第二の項について…（中略）…『読ミ方』の教授に関する規定であります。最初に朝鮮に於て特に改められた点から、即ち文面の相違から申し上げます。即ち第二項には、最初に『読ミ方ハ近易ナル言語ヨリ始メ…』といふ言葉があります。これは文部省の案では、『児童ノ生活ニ即スル言語ヨリ始メ…』とあつたものを、斯様に改めたのであります。『児童ノ生活ニ即スル言語』といふものは、所謂「児童語」を意味し、児童の感情を基礎として発表せられた所の特殊な表現形式を有する言語を指すのであります。…（中略）…一面単に『児童ノ生活ニ即スル言語』と称した場合に、国語教育であつて、自明に属するものではありませんけれども、朝鮮に於ては、不用意の誤解を生ずるの嫌いがある。多少蛇足の感がありますけれども、他の類似の場合と同様に規定の示す所を明晰にする為に改められたものと御承知を願ひたいのであります。例へば前にありました国民科修身の『我が国礼法』の例（『天皇に対し奉る所の誠の心—至誠を中心として発展し来つた所のもの…（中略）…尊厳なる御陵威を仰ぎまして、億兆相和することが根本…（中略）…尊厳な御陵威の下に、国民総てが一体となつて相和する、恭敬する、そこに我が国礼法の中心が存する』と同じやうに考へて頂きたいと思ひます。）」¹²

実は、併合後、朝鮮の皇帝一族は、「王公族」として存続していたのであって、「児童ノ生活ニ即スル」とすると、「皇帝のいる朝鮮の生活に即する」と解釈される嫌いがあったので、そうではなく、「尊厳な天皇のいる日本への至誠に即する生活」の

ことであると、釘を刺したのである。¹³

第5節 読み方の教材について

次に、「読み方」の教材については、以下である。

「そこで読み方の教材に関する規定の説明になりますが、…この規定は、その体系が発生的見地に立つてゐるものであると文部省は説明しております。即ち発生的に依つて読み方の教材を示したものである。…（中略）…そうしてこの項に於ては、先程科目の目的で申しましたやうに、言語と思想との一体観に依つて、具体的にその国語観を示してあることに於ても、特色が現はれておるのであります。…（中略）…即ち言語思想一体観の立場が、これに依つて具体的に納得出来ようといふ趣旨である。…（中略）…即ち児童の生活に即するといふ趣旨で同じ意味に使はれる所の近易なる言語から出発しまして、それが文語文に進むといふ形の展開は別と致しまして、只今の素材の上からの、表現対象上からの発生体系として示された部分に色々考へられるべき点があらうと思ひます。…（中略）…さうして斯ういふ教材の展開に依りまして、更に教材の持つ根本的な性格は、国語の基準となり更に国語力を養ふに足るものでなければならぬといふ限定を加へてゐるのである。『国語の基準』となるといふことは、屢々この後に説かれるやうに、『醇正ナル国語』を意味するものであります。その醇正なる国語といふ意味は、単にその表現の形式のみならず、内容についてまでも指すものである。…（中略）…更にそれは『国語力』その一面としての『創造力』を養ふのに足るものでなければならぬ」¹⁴

と、言語思想一体観を強調し、国語にとどまらず、「創造力」を養うことにより、「淳正ナル国語」が習得できると述べている。

第6節 「聞き方話し方」の指導

次に、「聞き方話し方」の指導について述べている。

「国民科国語の『聴き方話し方』…（中略）…『聴キ方話シ方』の指導に就きましたは…（中略）…この分節は、朝鮮に於ける特殊な重要性を考へて設けられたものである。…（中略）…朝鮮の案に於きましては、その体系が、言語の発生的見地から示されてをることは申す迄もない、即ち先づ『正シキ聴キ方』の指導から始めるといふことが、その出発点を明らかにしたものである。…（中略）…朝鮮の特殊

事情克服の為にも、最も重要な意義を有するからであります。朝鮮の特殊事情といふのは、内鮮それへの部面があることは先程申した通りであります。決して朝鮮児童のためにする国語教育なるが故といふことに専一ではない。殊に朝鮮児童の場合には、母語に非ざる国語を常用語として日常の生活に不自由なきまでに陶冶せしめねばならぬに於ては、『聴キ方』の指導より入るといふことは、尤も当を得たものといふべく、既に対訳法の如きを棄て、主として直接法によつて国語入門の指導を試み来つた朝鮮としては、愈々当然の規定といふことが出来るのであります。…（中略）…『聴キ方話シ方』は、初めは『聴キ方』から、即ち理会の部面から出発しまして、発表へと進む、かくして、児童の発表を基として、『話シ方』との総合指導に進むのである。さうして『話聴力』を陶冶するといふことが陶冶の目標であります。この『話聴力』といふのは、音声言語の理会と表現との力を意味するのに外ならないのであります。…（中略）…殊にこの『話聴力ノ陶冶』といふ点を掲げてをるのは、朝鮮教則案の特色の一つとして注意して頂きたいもの…朝鮮では、たゞ『話聴力ヲ陶冶スベシ』とだけあるが、この点は、前者（文部省案：引用者）が発表力の面から挙げられて表現の醇正を期してゐるのに比し、後者（朝鮮案：引用者）は、理会力と発表力との両面を包括して居る…（中略）…教材の採択と指導上の注意…（中略）…朝鮮児童の場合特殊である。共通の話題を発見して指導にあたることは、何よりも大切なことである。『読み方』に付随した取扱などの有効な所以であります。諸行事、近くは遠足とか、運動会とかいふやうなものがあり、一般に児童の生活から教材を採択することは興味もあり、注意を集中せしめて、実際効果もあるのであります」¹⁵

と、述べているように、ここでも、朝鮮児童は、母語になるべき「国語」（日本語）を陶冶させるために、理会力と発表力との両面を習得すべきであると繰り返している。

第7節 綴り方の指導過程について

また、綴り方の指導過程について、下記のように解説している。

「国民科国語の『綴り方』…（中略）…指導の過程について…（中略）…事象の見方、考へ方を指導する所に、『綴り方』教育の重要な任務が存するのである。そして『綴り方』が国民科国語の一分節である限り、事象の見方、考へ方といふものは、国民精神の方向と特質とに於て行はれた時に、初めて適正なることが出来る訳でありま

す。…（中略）…飽く迄も、我が国独自の精神思想の特質を堅持した所の、皇国の道に則つた事象の見方、考へ方といふものを、『綴り方』に依つて適正に指導して行くといふことでなければならぬ…（中略）…自らそこには、適正なる限度が存する。…（中略）…国民精神の方向とか特質とかは、豊富に又各方面に亘つて、大らかな、伸び々とした態度で以て求められなければならない…（中略）…綴り方指導の指標を樹てるには、国民精神に関する広く新しい研究と要請とが、指導者の頭になければならぬ…（中略）…広い立場から国民精神の特質といふものを理解致しまして、これを広い見方から適正に指導して行くことが一番大事なことである。…（中略）…『綴り方』に於て常に指導上心がけねばならぬ大切な点について考へておくことに致します。…（中略）…陶冶目標として、児童の生活そのものに対する適正な指導を加へる部面が、自ら期待されることである。それは、物の見方考へ方への指導が、児童の生活に即して行はれるが故であります。このやうな方面の指導は、従来殆ど考慮されなかつた。…（中略）…国民科国語の『書き方』…（中略）…朝鮮に於きましては、国民科国語に『聴キ方話シ方』を設けて国語教育の充実を図り、のみならず、国語教育を重んじまして、低学年の授業時数を多く取つてあります」¹⁶

と、国語教育でありながら、児童の生活そのものの指導の必要性を説いているのである。

第8節 授業上の注意

さらに、授業上の注意点については、下記である。

「国民科国語授業上の注意…（中略）…醇正なる国語使用に関するもの…（中略）…国語の尊重愛護と国語醇化の精神を啓培することに関してあります。…（中略）…所謂東亜共栄圏の建設といふやうなことが、大きな問題となり、深い意義を有してをる。それが為には国語に課せられた所の役割、使命といふものは、甚だ大きいのであります。而も又、我が国の地位が向上するに連れまして、欧米諸国に於いても、日本語に向けられてをる所の関心といふものは極めて大きく、盛に学習されてをる。それで、斯様に外に向つて発展せしめ、普及せしめて行く為には、国語の発音抑揚などを正しくしまして、醇正なる国語を形成して行くことは、如何に困難であらうとも、これを遂行することが、現下の急務でなければならぬのであります。この困難を克服しまして、国語教育上に実現するといふことは、洵に喫緊の重要な

る仕事である。謂はば国語を通じて国に奉ずる道の一つは、こゝにあると申しても、決して過言ではないのであります。…（中略）…従来に於ては国語の時間には、標準語で立派に指導する人が、修身とか算術では方言や訛語を平気で使つてをるのさへ見かけたのであります。これでは、国語教育は不徹底になるのが当たり前であるとも言へます。…（中略）…（国語の：引用者）特質の把握といふことと、愛護尊重といふこととは、臆て国語の醇化へと発展する訳である。国語は常に太古以来、発展して今日に至つた一つの生命体として存在する。常に生動し、発展する性質を有つてをるものである。決して固定してゐない。従つてこれを使用する所の国民の心掛け次第で、国語がよくもなり、悪しくもなるのである。そこに国民としての国語を醇化するといふ心掛けが不断に持続されなければならない理由がある訳であります。…（中略）…児童に要求する前に指導者自身が基礎的な能力の向上を図らねばならない。指導者が方言を使ひ訛言を用ひ雅馴ならざる言語に依つて指導するならば、自らこれが児童に反映するものである。又指導者自身が国語を尊重する態度でなかつたならば、決して児童がこれに随いて来るものでないのであります。而も醇正なる国語又は発音その他に就て十分に用意をする。併しこれが教壇の上に於てのみ行はれるといふことだけであつてはならないのである。常に児童に接する生活に於ては、指導者が醇正なる国語を使用してこれに対する態度であつて頂きたいのであります。…（中略）…国民科国語指導上の用意…（中略）…先づ何よりも、朝鮮に於ける国語問題の重要性、延いては、その教育が、極めて重いと云ふことを、はつきり認識してゐたい。さうして、常に朝鮮統治上に於ける国語問題の動向について、絶えざる関心を持たれ、その本義について理解を深め、国語教育の使命を体認しておくことを強調したいのであります。即ち、国民学校教育方針の第十三、第十四項の旨趣を体し、本科目の占むべき地位を確認せられたいものであります。かくしてこそ、朝鮮の教則に於ける国民科国語の内容が、文部省案のそれと、著しく相異のある所以も、理解出来るのである。而して、音声言語の教育についての方針に、これが具体的に観取出来る。従つて、各分節間の連絡その全般的機構が自らに異なつてゐる。故に教則の解釈について、内地のものをそのまま鵜呑にすることなく、言語教育の本質に照らし朝鮮の実情に即して、研究を進め、理解を深めて、朝鮮に於ける、三十余年に亘る、特色ある国語教育に対して、更に一層の光彩を加へることを心がけなければならないと考へられます。…（中略）…音声言語陶冶の部面とか、語法の指導に関する点とか、更に進んでは国語の使用習熟は勿論、国語の愛護尊重より醇化についての方面とか、内地の場合以上に、新なる関心事となり得るのであり、貴き研究の分野を展開せしめることが出来るのであります。而

も、その成果は、わが国に於ける国語教育に寄与するところが、必ずや大であらうと確信せられるばかりでなく、殊に現下わが国語問題と、密接不可分に考へられる、日本語普及に関する諸問題の解決に対して、その秘鍵を把握してゐるといふことが出来るのであります。こゝに半島に於ける国語教育の任にあたるものは、大なる矜持を持して、邁進せねばならぬ所以があるのであります」¹⁷

と、児童の生活に接する場合、内地以上に、指導者、即ち教師は、方言や訛言でない、「醇正な国語」による指導が、児童の、国語の愛護尊重、醇化へと発達すると説いている。

第4章 朝鮮教育官僚・現地教育関係者のみた国語教育の問題点

本章では、現地教育関係者が国語（日本語）教育の問題点をどのように見ていたのかについて、座談会方式で行われた、関係者の発言を取り上げる。¹⁸

出席者は、島田編輯課長、近藤京城帝大予科教授、岡本法学専門学校教授、森田・富山・広瀬編集官、高橋教学官、時枝・斎藤京城帝大教授、八幡第二放送部長、長谷山舞鶴高等女学校長、市村視学官、石本調査官、司会：島田であった。

第1節 国語問題についての調査機関の必要性について

森田の「国語普及の成績が芳しくない」（森田によると現在国語を解する者は全人口の約2割）¹⁹との発言に対して、富山・島田・斎藤・近藤・時枝・八幡らが「朝鮮における国語問題を根本から検討する調査機関の必要性」に同意している。²⁰

第2節 国語普及の方法について

高橋の「国語の普及と国語の常用といふことは自ら別個である。知つてをつても使はんといふことは又違ふ。それを知つてをれば使ふといふ方面に向けて行く。又使ふのには国語教育といふものを反省して見る必要がある訳です。…（中略）…知つてをることは直ぐ使ふといふやうに迄導いて行くことが大事」²¹との発言に対して、市村は「国語教育の理念といふものが、矢張り従来は或は文学的な又は国文学的な立場が余り濃厚であつたのではないか…（中略）…先生のやり方が依然国文学的な自己満足的なやり方で…（中略）…もつと卑近な会話の練習であるとか、或は国語の生活といふやうなものに力を注ぎ込むといふ方面が欠けてをるぢやないか…（中略）…飽く迄生活と結び付けて考へて行く、…（中略）…皇国臣民といふものを一層生活に浸潤さ

せて、それらが一体になつて行く。これが国語普及の根本的な理念でなければならない]²²と国語普及と皇国臣民の一体化が必要だと答えている。

第5章 敬語・命令表現について

これまでの「解説」や座談会では、「敬語」や「命令表現」のあり方については、取り上げられていない。そこで、ここでは、これらの表現を教科書や教材、あるいは、指導時に、どのように扱おうとしているのか、考察しておきたい。なぜなら、国民学校令施行と同時に、徴兵制が施行され、国語常用が強化された当時、日本人の指導や命令を聞き、軍隊では日本人上官を敬う敬語を使える朝鮮人育成が目指されたはずだからである。

これについては、修身書の編纂要旨にあるように、「国民的自覚を順次成長に応じて喚起し、忠孝一本といふわが国民道徳の理想を構成せしめるやうにする」ことによつて、敬語の使い方を身に着けることを示唆しようというのであろうか。²³

また、国語の編纂趣意書によると、例えば、第一学年用『ヨミカタ』においては、「上から児童へ与へる言語、即ち『オハヨウゴザイマス』とか、『センセイサヤウナラ』とか、さういふ躰の言葉を与へて、言葉を通して、児童を躰て行かうといふ意図のもとに編纂されて居る…（中略）…児童の遊戯を利用して、大人の言葉を自然に使はせ、最後は敬体口語に到らしめるやうな仕組みになつてゐる」²⁴とあり、また、『コトバノオケイコ』の解説においても「ことばづかひのいふところでは、言ひまちがひやすい言葉について、それを正し、またかき誤りやすい言葉について、注意を促し、あるいひは敬語を、子どもなりに覚えさせたりして、しらずしらずのうちに、ことばづかひが磨かれていくという風になつてゐる」²⁵とある。

また、「第一期の文章は、言語の初歩的訓練の立場から専ら児童の主体に即した語彙語法や、いひまはしをとりあげ、韻文のほかは、話しことばの訓練上すべて敬体口語であつて、しかも敬語の使ひ方そのものも、児童の立場から固定させ、口語文といふよりは、口語、即ちことばの記録といつた趣のものであつた」²⁶とある。

さらに、「五月の教材である『三、日本の子ども』と『四、小子部のすぎる』の二課を取扱ふ要領について述べたい…（中略）…『世界に国が沢山あるといひますが、どんな国がありませう…（中略）…我が国はどんなところが、違つてゐるでせう』とある。²⁷このように、「でせう」、現代通用語に換言すれば「ましよう・でしよう」とある。これが、敬体口語というわけであろう。さらに、「児童用書」の第十五頁に

「これこれさわりではいけない。みんなおぎょうぎよくするのだ」²⁸とあるが、これが命令形のかわりであろうか。

さらに、国語教材の取り扱いについて「表現に即して、ことば、ことばづかひを意識的に味はせ、物に即し、事に即したことばやことばづかひのあることを感得させること」²⁹とある。

ただし、現地日本人の日常の言語生活は、教員であっても必ずしも模範となるべき「国語」とは言えなかった。例えば、作家五木寛之は、両親が国民学校教員で、朝鮮で幼少期を過ごしたことを回顧した文章があるが、教師である父親が自宅で「本なんか読むより、体をきたえろ」³⁰と、命令形で話している場面がある。日本語を教える側は、換言すれば日本人同士なら、命令口調でもよいというのであろうか。朝鮮人の場合には、そうではないなら矛盾が生じる。醇正な日本語とは、何を指すのか、「訛言」「雅馴ならざる言語」において、命令形はどのような扱いをするのか。

上下関係であれば、当然、命令形ならば、「～しろ」「～しなさい」「～せよ」などという表現がなされるはずであるが、そうっていない。これは、実態とかけ離れていると言わざるを得ない。即ち、前に見たように、教師である日本人家庭でさえ、「～しろ」という表現をしている。それが、朝鮮人家庭や朝鮮児童に、「～ましょう」という表現の命令形を教示するのは、実際の言語生活と乖離していると言わざるを得ない。これらについては、まだ、明確になっているとは言えない。

実際に、国語教科書を見てみると、『初等科国語 三』第十八課「とびこみ台」は、児童三人が飛び込みの練習をしている内容であるが、その中に、「おい、早くとびたまへ」という命令表現がある。児童同士であるが、「とべ」という表現よりは柔らかい命令表現である。また、『初等科国語四』第十課は、先生とクラスの児童がグライダーを作成し、運動場で飛ばすという内容であるが、先生が児童に向かって集合をかけている場面がある。その際に「集れ」という命令表現がある。他の課の「～ましょう」よりは、かなり強い命令表現である。これは、先生と児童という、厳然とした上下関係における表現であるからであろう。ただし、このような強い命令形が使われている場面はあまり多くない。³¹

おわりに

以上みてきたように、内地「規則」における国語教育規程と、朝鮮「規程」における国語教育規程とでは、文言の差異は小さいものの、適用に於いては大きく異なっている点がある。その背景は、実態として、朝鮮児童の言語生活が国語化されていない

ためであった。そのうえ、朝鮮には、厳然と「朝鮮王公族」が存在していることが、「我が国」という場合、日本か朝鮮か、どちらなのかといった、礼節への誤解を招くことが危惧されていた。

さらに、日本人教師の使用する「淳正ナル国語」についても、実生活において、とりわけ、命令形の扱い方は規程上も厳密に規定されているわけではなかった。

そこで、今後は、朝鮮人児童及び朝鮮人及び在朝日本人の日常の言語生活について、さらには、国語講習会など学校以外での「命令形」の取り扱い方の解明が課題となる。

注

- 1 編集官大槻芳廣「教科書編纂事業の変遷」『文教の朝鮮』1944.4.1。
- 2 学務局長談話「国民学校制度実施に際して」、前掲書、『文教の朝鮮』、p.5。
- 3 久保田優子「植民地末期朝鮮の国語（日本語）教育に対する『国語認識』」『九州産業大学国際文化学部紀要』、第54号、2013、pp.125～135。
- 4 有松しづよ「日本統治末期の国民学校における朝鮮人児童の『皇国臣民化』」『アジア教育』第4巻、2010.4、pp.32～45。
- 5 林瑛禎「『国民学校令』の植民地適用：『国民学校令施行規則』・『台湾公立国民学校規則』・朝鮮『国民学校規程』を見る」『言語社会』第4号、2010.3、pp.424～447。
- 6 近代日本教育制度史料編纂会編纂『近代日本教育制度史料』第二巻、講談社、1961。
- 7 『文教の朝鮮』1941.4、pp.34～36。
- 8 編集官教学官 中村英孝「国民学校国民科教則案について（三）」『文教の朝鮮』1941.5、pp.3～36。
- 9 編集官教学官 中村英孝、同前、pp.3～10。
- 10 同前pp.11～13。
- 11 同前、p.14。
- 12 中村栄孝「国民学校国民科教則案について（中）」『文教の朝鮮』1941.4、p.15。
- 13 新城道彦『朝鮮王公族 一帝国日本の準皇族』、中央公論新社、2015、新城道彦『天皇の韓国併合—王公族の創設と帝国の葛藤』法政大学出版局、2011、等参照。
- 14 中村栄孝、前掲論説、「国民学校国民科教則案について（中）」、pp.16～17。
- 15 同前、pp.18～21。
- 16 同前、pp.22～27。
- 17 中村栄孝、前掲論説、「国民学校教則案について（三）」pp.28～34。
- 18 『文教の朝鮮』1942.8、pp.20～36。
- 19 同前、p.29。
- 20 同前、pp.24～26。
- 21 同前、p.31。
- 22 同前、p.33。
- 23 文部省図書監修官竹下直之「三・四年修身書の編纂趣旨」日本放送協会編『文部省国民学校三、四年教科書編纂趣旨と取扱ひ方』日本放送出版協会版、1942、p.3、復刻版『国定教科書編纂趣意書』第九巻、国書刊行会、2008、所収。
- 24 文部省図書監修官松田武夫「国民科国語『ヨミカタ』編纂趣意（一）」日本放送協会編『文部省国民学

- 校教科書編纂趣旨解説』1941、p.26、前掲書、復刻版『国定教科書編纂趣意書』第九卷、所収。
- 25 文部省図書監修官石森延男「国民科国語『ヨミカタ』編纂趣旨（二）」『文部省国民学校教科書編纂趣旨解説』1941、p.33、前掲書、復刻版『国定教科書編纂趣意書』第九卷、所収。
- 26 同前、p.16。
- 27 東京都杉並区第五国民学校校長文部省嘱託 野瀬裕顕「三・四年修身の取扱ひ方」『文部省国民学校三、四年教科書編纂趣旨と取扱ひ方』日本放送出版協会版、p.87、前掲書、復刻版『国定教科書編纂趣意書』第九卷、所収。
- 28 同前、p.89。
- 29 東京高等師範学校訓導田中豊太郎「三・四年国語の取扱ひ方」、前掲書、『文部省国民学校三、四年教科書編纂趣旨と取扱ひ方』、p.112、前掲書、所収。
- 30 五木寛之『こころのサプリ』幻冬舎文庫、2008、p.135。
- 31 井上敏夫責任編集『国語教育史資料』第2巻 東京法令出版 1981、pp.471、473。